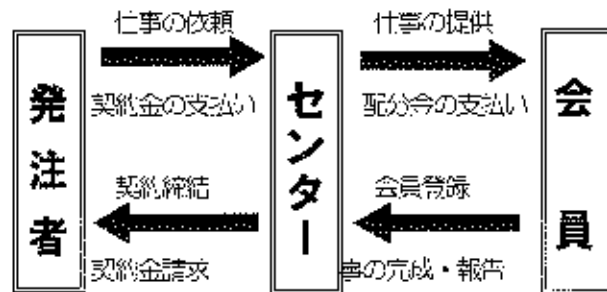


## シルバー人材センターの働き方

①～③のいずれの場合も、臨時的・短期的な就業(1か月に10日以内)またはその他の軽易な業務に係る就業(1週間に20時間以内)で、危険、有害でない高齢者にふさわしい仕事です。期間や時間が長くなる場合には、グループ就業やローテーション就業にて対応になります。

### ①シルバー就業(請負・委任)

- センターでお引受けする仕事の多くがこの形態です。
- 雇用関係はありません。発注者様から指揮命令を受けることはなく、依頼された仕事を会員自信の裁量で責任を持って仕事を完遂させます。
- 労働関係法規(労働基準法・労災保険等)の適用はありません。万が一事故が発生したときには、シルバー保険(傷害・損害賠償責任)で対応します。

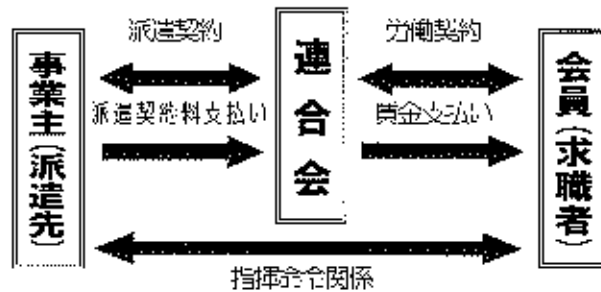


たとえば  
 技能分野 榎木剪定・榎木伐採・人工、左官仕事・障子張り・襖張り・刃物研ぎ・縫い物 一般作業 草刈り・草取り・刈り払い・屋内清掃・屋外清掃・墓地清掃・農作業・土上 事務分野 宛名書き・賞状筆耕・謝辞、統計 外交分野 検針業務・チラシ配布 サービス分野 子育て支援・福祉、家事援助サービス(介護保険に該当しない家事、介護・外出時の付添い介助(介護保険事業 居宅介護支援(ケア))・訪問介護(訪問))など

① 昭和61年労働省告示第37号の基準に基づく請負形式による契約となり、作業数量(面積、個数、本数、枚数など)により仕事をお引き受けします。

### ②シルバー派遣

- シルバー会員が岩手県シルバー人材センター連合会と雇用関係を結び労働者派遣事業を行います。
- 派遣に伴う契約事務等は、地域のシルバー人材センターを通じて行います。
- 労災保険は、連合会が加入しますので安心です。
- 業務の性質上、雇用保険及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の被保険者とはなりません。

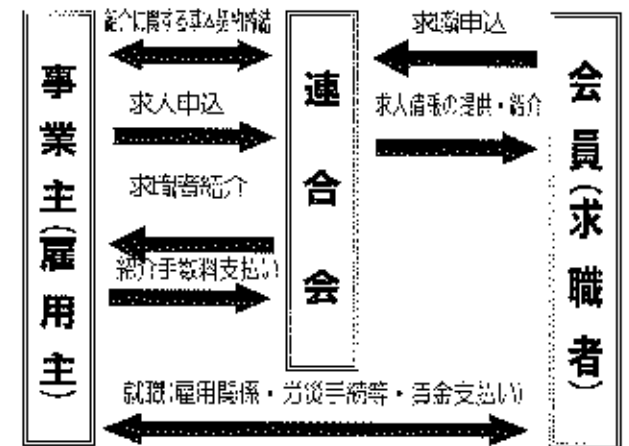


たとえば  
 還跡発派・運転業務・指揮命令が伴う屋内、屋外軽作業、清掃業務・介護補助・給食調理補助・食品製造加工、農産業補助・各種製造業・販売、事務全般・施設等の管理など  
 (法令により、港湾運送、建設、警備、医療業務を除く。)

② 派遣料金  
 賃金額+手数料(賃金額の22~25%)ー消費税

### ③有料職業紹介

- 求人を希望される場合に、有料で職業紹介を行っています。※ 求職者は無料です。
- 事業主体は岩手県シルバー人材センター連合会ですが、取り扱いは当シルバー人材センターが全て行います。
- 雇主様と直接雇用関係が発生します。
- 労働関係法規(労働基準法・労災保険等)が適用になります。適正に取扱ってください。



たとえば  
 各種職種  
 (法令により、港湾運送、建設業を除く。)

③ 手数料  
 受付手数料：求人崇受付1件につき710円  
 紹介手数料：支払われたい金額の11%

